

久留米市中央学校給食共同調理場 維持管理運営包括委託事業

実施方針

令和6年4月1日

久 留 米 市

— 目 次 —

第 1 事業内容に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 事業者の募集及び選定の方法.....	6
2 事業者選定のスケジュール	6
3 応募手続き等	6
4 応募者の備えるべき参加資格要件	8
5 審査及び選定に関する事項	10
6 提出書類の取り扱い	10
第 3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ...	12
1 予想されるリスクと責任分担.....	12
2 提供されるサービス水準.....	12
3 市による事業の実施状況の監視等	12
第 4 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	13
第 5 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	13
1 選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	13
2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	13
3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	13
第 6 優先交渉権者決定後の手続き	14
1 基本協定の締結	14
2 S P C の設立等	14
3 契約締結	14
4 次点交渉権者との協議	14
5 保険.....	14
第 7 その他事業の実施に関し必要な事項	15
1 情報提供	15
2 応募に伴う費用分担	15
3 実施方針に関する問合せ先	15
別紙-1 リスク分担表	
別紙-2 実施方針等への質問・意見書	

用語の定義

市	久留米市をいう。
本事業	久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業をいう。
本施設	現施設（久留米市中央学校給食共同調理場）を指す。
現事業	平成22年度に本施設の稼働を開始し、令和7年3月31日に事業期間を満了するPFI事業（BTO方式）をいう。
民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
選定事業者	本事業を実施する者として基本協定を締結した企業グループを指す。
実施方針等	実施方針の公表の際に、市が公表する資料一式（実施方針、添付書類及び要求水準書（案））をいう。
募集要項等	公募の際に、市が公表する書類一式（募集要項、要求水準書、審査基準、基本協定書（案）、委託契約書（案）及び様式集）をいう。
参加者	本事業へ参加表明をした複数企業で構成されるグループをいう。
優先交渉権者	審査の結果により、得点の合計が最も高い提案を行った応募者であり、市と契約に関する交渉を行う者をいう。
S P C	本事業を実施するために設立する特別目的会社（SpecialPurposeCompany）をいう。
構成員	構成企業のうち、S P Cに対して出資し、S P Cが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
協力企業	構成企業のうち、S P Cに対して出資せず、S P Cが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
代表企業	構成員のうち、最も高い出資を行う予定の者で、構成員を代表する者をいう。
運営企業	本事業の運営を行う者をいう。
維持管理企業	本事業の維持管理を行う者をいう。
調理設備企業	本事業の調理設備の保守管理及び修繕を行う者をいう。
運転・監視	設備機器等を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すること。
点検	施設の機能及び劣化の状態を調べること。調べた結果、異常や劣化がある場合は、必要に応じた応急措置を判断することを含む。
保守	施設が必要とする性能又は機能を維持する目的で行う。消耗部品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
修繕	建築物の性能・機能を、当初の性能水準まで回復させることをいう。
改修	劣化した建築物の機能・性能を当初の性能水準以上に改善することをいう。
更新	劣化した部材、部品、機器などを新しいものに取り替えることをいう。

第1 事業内容に関する事項

1 事業内容に関する事項

1) 事業名称

久留米市中央学校給食共同調理場維持管理運営包括委託事業

2) 事業に供される公共施設等の名称

名称：久留米市中央学校給食共同調理場

住所：久留米市野中町 1339 番地 1

3) 公共施設等の管理者の名称

久留米市長 原口 新五

4) 事業の目的

久留米市中央学校給食共同調理場は、PFI 事業として平成 22 年度に稼働を開始し、令和 7 年 3 月 31 日に事業期間を満了する。

本事業は、民間事業者が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、本施設における維持管理及び運営を包括的に行うことによって、公共サービスの品質向上、本市の財政負担の縮減等を図り、より安全で安心な学校給食を効率的・効果的に実施することを目的としている。

①衛生管理の徹底

安全な給食を提供するため、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) の概念を採り入れ、「学校給食衛生管理の基準(文部科学省)」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」等に基づき衛生管理の徹底を図る。

②望ましい食環境の整備

生徒の正しい食習慣の形成に資するような食器類の導入を図るなど、望ましい食環境の整備に努める。

③アレルギー対応食の提供

近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ生徒に対する給食(除去食を基本とする。)の提供にも対応しうる機能設備等を兼ね備えた施設とし、これに応じた業務システムの構築に取り組む。なお、令和 5 年度の実績では、アレルギー対応食数は最大約 55 食/1 日であった。

④食育の推進

給食実施により、学校における食育を推進するとともに、本施設において食育に関する情報発信や地場農産物の積極的な活用などに取り組む。

5) 事業者の業務範囲

本事業範囲の概要は次に掲げるとおりである。なお、これらは現時点における想定である。具体的な業務の範囲や各業務の詳細は募集要項等公表時に示す。

(1) 開業準備・引継ぎ等業務

維持管理業務、運営業務を実施するに当たり、必要な業務継続の確認及び準備業務を行う。

(2) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる維持管理業務を行う。ただし、配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ・ 建築物保守管理・修繕業務（建築物の点検・保守、その他一切の修理・修繕業務を含む。）
- ・ 建築設備保守管理・修繕業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕業務を含む。）
- ・ 調理設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕及び更新業務を含む。）
- ・ 植栽・外構維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 配送車両維持管理業務
- ・ 配送車両更新業務
- ・ 什器備品保守管理・更新業務
- ・ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ・ 改修業務
- ・ 市が行う交付金申請の支援業務
- ・ 長期修繕計画作成業務

※ 本施設における維持管理及び運営業務に係る光熱水費は、本市が実費を負担する。

※ 建築物、建築設備及び厨房機器等に係る大規模改修は、事業者の業務対象範囲外とする。

（ここでいう大規模改修とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う改修をいい、設備に関しては、上記以外の機器、配管、配線の全面的な更新を行うものをいう。）

なお、維持管理業務において、設備やシステム一式の更新など大がかりなものが発生した場合は、市と選定事業者で協議し、負担内容を決定するものとする。

(3) 運営業務

選定事業者は次に掲げる運営業務を行う。

- ・ 食材検収業務
- ・ 調理業務・食材等管理業務
- ・ 給食運搬・回収業務（米飯・パンの残滓については、選定事業者による回収とする。）
- ・ 洗浄業務

- ・残滓処理・廃棄物処理業務（米飯・パンの残滓についても残滓処理対象とする。）
- ・衛生管理業務
- ・食育関連補助業務
- ・事業終了時の引継ぎ業務

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・広報業務（見学者対応を含む。）
- ・給食費の徴収管理業務
- ・配膳等業務（配膳室から各クラスまで）
- ・食数調整業務
- ・米飯・パン・デザート類及び牛乳の調達・各配送校への運搬・空き容器の回収業務（市が別途発注した業者が実施）
- ・食育関連業務

6) 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及び選定事業者の収入は次に示すとおりである。

(1) 事業の方式

本事業は、本施設の維持管理・運営を包括的に実施する包括委託により実施する。

(2) 事業期間

- ・準備期間：令和7年1月から令和7年3月31日（3ヵ月間）
- ※ なお、優先交渉権者決定後以降は、事前準備を行うことを可とするが、その際には必要に応じて市の承諾を得ること。
- ・維持管理・運営期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

(3) 本事業に関する選定事業者の収入

本事業における事業者の収入は、本市が支払う委託料とする。

本市は事業者が実施する維持管理・運營業務に対し、維持管理・運営期間にわたって委託料を支払う。委託料は物価変動があった場合には、契約に従って改定を行うことがある。

また、事業者の契約の履行状況により、本市は事業者を支払う委託料を減額又は停止することがある。市から選定事業者へ支払方法等の詳細は募集要項等公表時に示す。

7) 本事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（案）は、次に示すとおりである。

内容	時期
優先交渉権者決定	令和6年8月下旬
基本協定の締結	令和6年10月
委託契約の締結	令和6年12月～令和7年1月

準備期間	令和7年1月～令和7年3月31日
施設の維持管理・運営	令和7年4月1日～令和12年3月31日

8) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時に、事業者は、本施設を要求水準書（案）等に示す良好な状態で本市に引き継ぐこと。

9) 事業に必要と想定される根拠法令等

選定事業者は、本事業を実施するに際しては次に掲げる各種法令及び要綱・基準等を遵守すること。

(1) 関連法令等

- ・ 学校教育法
- ・ 学校給食法
- ・ 学校保健法
- ・ 食品衛生法
- ・ 健康増進法
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 電波法
- ・ 電気事業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 福岡県建築基準法施行条例
- ・ 福岡県福祉のまちづくり条例
- ・ 久留米市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
- ・ 久留米市建築基準法施行細則
- ・ 久留米市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- ・ 久留米市下水道条例
- ・ 久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ その他の関連法規・条例

(2) 要綱・基準等

- ・ 学校給食衛生管理の基準（文部科学省）
- ・ 学校給食実施基準（文部科学省）
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)（(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ その他関連する要綱・基準等

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

本事業では、民間事業者の高度な能力やノウハウと効果的な事業実施が求められることから、募集及び選定に当たっては、民間事業者の提案書による公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

2 事業者選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定のスケジュール（案）は次に示すとおりである。

日程（案）	内容
令和6年4月1日（月）	実施方針・要求水準書（案）の公表
令和6年4月1日（月） ～令和6年4月15日（月）	実施方針等への質問・意見の受付
令和6年4月30日（火）	実施方針等への質問・意見に対する回答
令和6年5月下旬	募集要項等の公表
令和6年5月下旬	施設見学会
令和6年5月下旬～6月上旬	募集要項等に関する質問受付
令和6年6月中旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表
令和6年7月上旬	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付 参加資格審査結果の通知
令和6年8月中旬	提案書の受付
令和6年8月下旬	提案に関するヒアリング
令和6年8月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和6年10月	基本協定の締結
令和6年12月～令和7年1月	委託契約の締結

3 応募手続き等

1) 実施方針等への質問・意見の受付

実施方針・要求水準書（案）に関する意見を次のとおり受け付ける。

質問・意見の受付期限	令和6年4月1日（月）～4月15日（月）午後5時まで
受付方法	電子メールによる送信のみ
質問・意見の様式	Microsoft Excel 形式で作成した質問・意見の用紙（別紙-2）に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
質問・意見の提出先 アドレス	c-kyusyo@city.kurume.lg.jp
電子メール到着確認に関する 問い合わせ先	久留米市教育委員会 学校給食共同調理場 電話 0942-22-5735(直通)

2) 実施方針等への質問・意見に対する回答

受け付けた質問・意見に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された意見等のうち、本市が必要と判断した場合には、質問者に直接ヒアリングを行うことがある。

3) 募集要項等の公表

募集要項、様式集、要求水準書、基本協定書（案）、委託契約書（案）及び審査基準を公表する。

4) 施設見学会

施設見学会を開催する。詳細は募集要項等公表時に示す。

5) 募集要項等に関する質問受付及び回答公表

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問のうち、本市が必要と判断した場合には、質問者に直接ヒアリングを行うことがある。

6) 参加表明書及び参加資格審査書類の受付

代表企業より、参加表明書及び参加資格審査書類を受け付ける。

7) 参加資格審査結果の通知

本市は、提出された参加表明書等を審査した上で、その結果を代表企業へ通知する。

8) 提案審査書類の受付

代表企業に対し、提案審査書類の提出を求める。詳細については募集要項等公表時に示す。

9) 提案に関する事業者ヒアリング

提案内容の確認のため、事業者に対するヒアリングを実施する。詳細については募集要項等公表時に示す。

10) 優先交渉権者等の決定及び公表

提出された提案審査書類について、募集要項等公表時に示す優先交渉権者審査基準に従って総合的に評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。審査結果は代表企業に通知するとともに、本市のホームページ等で公表する。なお、最終的に応募者がいない場合又は優先交渉権者にふさわしい者がいない場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

4 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、維持管理企業、運営企業及び調理設備企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、構成員の中から代表企業を定めるものとする。維持管理企業、運営企業及び調理設備企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ 応募者の構成員は以下の定義により分類される。
- 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し応募手続きを行う者
- 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
- 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業
- ウ 応募者の構成員のうち、一者以上は必ず久留米市内に商業登記簿上の本店を有すること。
- エ 本事業に協力企業が参画する場合にあつては、できるだけ久留米市内に本社、支社、支店又は営業所等（以下「本社等」という。）を有する者とするのが望ましい。
- オ 本事業は地元企業のノウハウ蓄積や今後のPPP普及の意味から、久留米市内に本社等を有する者の積極的な参加を期待する。優先交渉権者の審査にあたっては、地域社会及び経済への貢献の度合いについても考慮する。
- カ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- キ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- ク 優先交渉権者は、委託契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行う。また、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とする。
- ケ 応募者の構成員は、SPCから受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

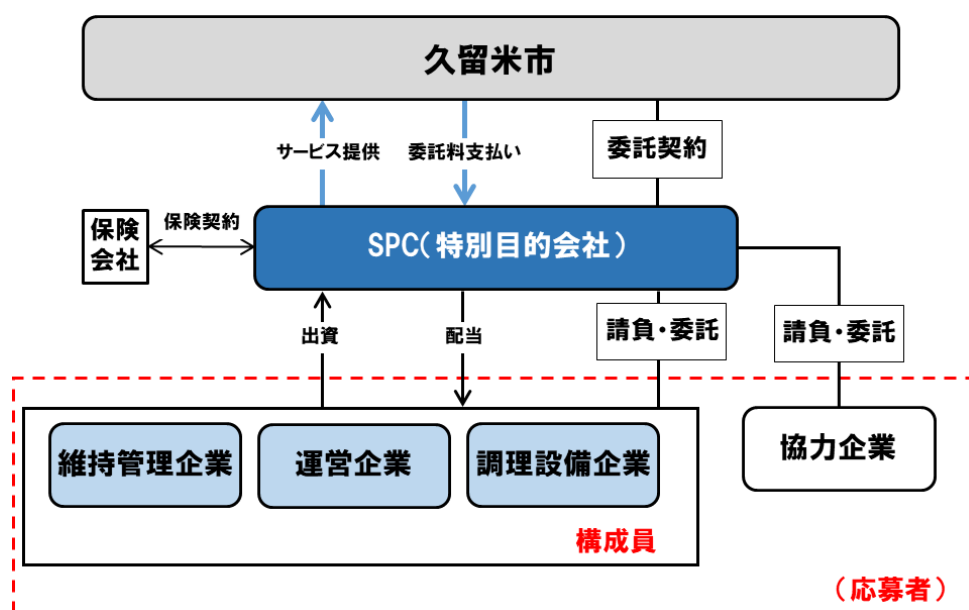


図 事業スキーム(例)

2) 構成員の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。
- ウ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
 - a) 学校給食施設又は民間調理施設の維持管理業務の実績を有していること。
- エ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。
 - a) ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設への調理設備の調達・納入及び保守・修繕の実務実績を有していること。
- オ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - a) 令和元年4月以降、引き続き3年以上、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を供給する集団調理施設又は学校給食施設における調理業務の実績を有していること。なお、引き続き3年以上の実績については、同一施設でなくても可能とする。

3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- オ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者
 - ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4
- カ 最近2年間の法人税、消費税、固定資産税、自動車税、事業所税、都市計画税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者
- キ 久留米市暴力団排除条例（平成22年条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者
 - ① 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4) 参加資格の確認

参加資格の確認の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者の構成員が応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合には、失格とする。

5 審査及び選定に関する事項

1) 審査委員会の設置

市が設置する審査委員会が提案書類等の審査を行い、優先交渉権者を決定する。

2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件を満たしているか確認し、参加資格審査結果を参加者に通知する。

イ 提出書類審査

あらかじめ設定した「審査基準」に従って、審査委員会において提出書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化し、得点の合計が最も高い参加者を優先交渉権者とする。

ウ 審査事項

審査事項は、「募集要項」に添付する「審査基準」に示す。

エ 審査結果

審査結果は公表する。

6 提出書類の取り扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想されるリスクと責任分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する、との考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、別紙-1 に示すリスク分担表（案）を想定している。最終的なリスク分担は募集要項等公表時に示す。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は要求水準書に示す。

3 市による事業の実施状況の監視等

1) 実施状況の把握

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された要求水準及び応募時に選定事業者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況に応じて定期的に、及び必要に応じて随時、モニタリングを実施する。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、募集要項等公表時に示す。

2) 選定事業者に対する支払額の変更等

モニタリングの結果に基づき、市は選定事業者に対する支払い金額を変更する。変更方法等は募集要項等公表時に示す。

第4 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、委託契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については福岡地方裁判所久留米支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続やサービス水準の維持が困難となった場合、合理的な損害の賠償等に関してはその発生事由ごとに委託契約書等に示す規定に従い対応することとする。

- (1) 選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとする。原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市は選定事業者との契約を解除できるものとする。
- (2) 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、委託契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく委託契約を解除できるものとする。
- (3) 市が委託契約を解除した場合、サービス水準が不適合となった場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。以上、詳細については募集要項等公表時に示す。

2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は委託契約を解除することができるものとする。この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については募集要項等公表時に示す。

第6 優先交渉権者決定後の手続き

1 基本協定の締結

市は優先交渉権者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

2 SPCの設立等

- (1) 本事業を実施することとして選定された優先交渉権者は、基本協定書に基づき、契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてSPCを久留米市内において設立するものとする。
- (2) 優先交渉権者の全ての構成員はSPCへ出資することとし、構成員のうち代表企業については、SPCに出資する全ての企業の中で最大出資比率となるようにする。また、構成員以外のものでSPCへ出資することは認めない。
- (3) SPCに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 契約締結

市は、優先交渉権者と基本協定に基づいて契約に関する交渉を行った上で、優先交渉権者が設立したSPCと本事業に関する契約を締結する。

4 次点交渉権者との協議

市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行う。

5 保険

SPCは本事業に関連する保険に加入することとする。詳細については、募集要項等公表時に示す。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

2 応募に伴う費用分担

応募にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て応募者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問い合わせは、以下のとおりである。

担 当 部 署 : 久留米市教育委員会 学校給食共同調理場
住 所 : 〒839-0862 福岡県久留米市野中町 1339 番地 1
電 話 : 0942-22-5735(直通)
F A X : 0942-22-5738
電子メール : c-kyusyo@city.kurume.lg.jp
ホームページアドレス : https://www.city.kurume.fukuoka.jp